また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

⑺　同種工事

ａ　建物用途　共同住宅、病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

ｂ　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上３階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

ｃ　建物規模　延べ面積　2,500㎡以上

ｄ　工事種目　建築一式工事

⑴　類似工事

ａ　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）又は事務所並びに劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場

ｂ　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上３階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

ｃ　建物規模　延べ面積　2,500㎡以上

ｄ　工事種目　建築一式工事

⑷　共同企業体又は単体有資格者　共同企業体の代表者である構成員又は単体有資格者は、次に掲げる全ての基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置することができること。なお、共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げるア及びウの基準を満たす主任技術者を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成11年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記２⑵イ⑺又は⑴に掲げる同種又は類似工事について、地業工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と６か月以上の雇用関係にあること。

⑸　共同企業体の構成員の数は３者とする。

⑹　共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の６以上とする。

⑺　共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大であるものとする。

⑻　経常建設共同企業体でないこと。

⑼　共同企業体の競争参加資格の有効期間は、認定の日から本件工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」、「本工事における「とりこわし工事における振動騒音低減・粉塵飛散防止対策に関する提案」及び「コンクリート躯体工事の品質確保に関する提案」に関する施工計画」並びに「施工体制」をもって入札を行い、次の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる数値（評価値）の最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法　上記２の競争参加資格があると認められた者に付与する「標準点」を100点とし、技術提案に基づく「施工計画に係る加算点」の最高点を20点、「施工体制に係る加算点（以下「施工体制評価点」という。）」の最高点を30点とする。

総合評価は、入札者の申込みにおける標準点、施工計画に係る加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（評価値）をもって行う。

⑶　評価内容の担保　技術提案に記載された内容については、契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行う。

なお、技術提案に記載された内容については、受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定点から提案項目ごとに５点を減点し、最大10点の減点とする。

⑷　その他具体的な内容等については入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）

⑵　入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア　入手期間　平成26年９月10日から平成26年11月12日まで

イ　入手方法

⑺　法務省ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載している入札説明書等は、ＨＰからダウンロードできる。

ＨＰアドレス：http://www.moj.go.jp

メニュー：「政府調達情報」

⑴　上記⑴において交付するもの

入札説明書別冊「概略図面」等については、上記⑴において交付するので、必ず受領すること（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）。

なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成26年９月10日から平成26年９月22日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

イ　提出場所　上記⑴に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間　平成26年10月31日から平成26年11月13日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、平成26年11月13日は、午後３時まで。

イ　提出場所　上記⑴に同じ。

ウ　提出方法　提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。